

はなまき環境だより 第29回

どう選ぶ？省エネ家電

省エネ効果の高い家電(省エネ家電)を選ぶことは、電気料金や二酸化炭素排出量の削減につながります。省エネ家電を選ぶときに参考になるのが

「統一省エネラベル」です。

このラベルに表示されている評価点(星の数)や省エネ性マークの色、年間目安エネルギー料金を見て、製品を比較することができます。

また、資源エネルギー庁のホームページでは、各製品の省エネ性能を比較することができるほか、環境省のホームページでは、今使用している家電と導入予定の家電を比較して、電気量や電気料金のシミュレーションをすることができます。家電を買い替える際には、このような情報も活用しながら賢く省エネに取り組んでみましょう。



①星の数が多く、星の横に記載の評価点(5点満点)が高い

②省エネ性マークが緑色(省エネ基準を達成していることを示す色)
※省エネ基準未達成の場合はオレンジ色

③年間目安エネルギー料金が安い



▲資源エネルギー庁ホームページ



▲環境省ホームページ

市内企業紹介

花まき❖いいモノ・いいコト

ビアトリエ

◎店舗情報
双葉町1-24
☎080-5627-2619
(水～金曜日午後5時～11時 土・日曜日は午後1時から)



①



②



③



④

①店主の湯澤さん②色々な味を楽しめる自慢のクラフトビール③お酒に合う料理も数多く提供④東北銀行が入っていた店舗を改装

5月下旬、双葉町にオープンしたクラフトビールバー「ビアトリエ」。店主の湯澤さんは、全国各地の酒蔵や醸造所で働く中で、ビールに限らずこだわりのクラフト飲料を広める場所を作りたいと考え、創業を決めました。

開放感のあるカフェをイメージして改装した店内では、国内外から仕入れたビールはもちろん、山田町直送のムール貝を使った白ワイン蒸しなど、お酒によく合う料理が味わえます。ビールはなくなり次第、別な銘柄に入れ替わり、行くたびに色々な飲み合わせが楽しめるのも魅力です。また、店内ではクラフトビールの販売も行っています。

これまでの経験を活かしたオリジナルビールの製造を目指す湯澤さんは、「将来的には店内に醸造所を開設したい」と意欲を見せていました。



▲市ホームページ

* 市ホームページでは、より詳しい情報を掲載していますのでぜひご覧ください



8月から高額療養費の限度額が変わります

【問い合わせ・申請】▷本館国保医療課(☎41-3583)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127)、(石鳥谷☎41-3447)、(東和☎41-6517)

高額療養費制度とは、国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者が1カ月間に負担した医療費の額が一定額を超えた場合、申請により超えた分を払い戻す制度です。

本年8月から、高額療養費の月額自己負担限度額が以下のとおり引き上げとなります。ただし、低所得の人の負担を大幅に増やさないほか、長期にわたって療養を受けている人の「多数回該当(*1)」の金額は維持します。

また、これまでの月額限度額に加え、新たに年

単位の上限額「年間上限」(*2)が設けられます。

変更後の自己負担限度額は、8月診療分から令和9年7月診療分までの適用となります。

*1…直近12カ月間に高額療養費に該当した月が3カ月以上ある場合、4カ月目以降の自己負担限度額がさらに軽減される仕組み

*2…医療費が年間の上限額に達した場合、それ以上の医療費は払い戻しを受けることができる仕組み

■国民健康保険の70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	3回目まで	多数回該当
年間所得901万円超	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円)×1%	140,100円
年間所得600万円超901万円以下	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円)×1%	93,000円
年間所得210万円超600万円以下	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1%	44,400円
年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

所得区分	自己負担限度額(月額)		年間上限額
	3回目まで	多数回該当	
年間所得901万円超	270,300円＋ (医療費の総額－901,000円)×1%	140,100円	168万円
年間所得600万円超901万円以下	179,100円＋ (医療費の総額－597,000円)×1%	93,000円	111万円
年間所得210万円超600万円以下	85,800円＋ (医療費の総額－286,000円)×1%	44,400円	53万円
年間所得210万円以下	61,500円	44,400円	53万円(*3)
住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	29万円

*3…課税所得86万円未満の人の年間上限額は41万円

■国民健康保険の70歳以上の人、後期高齢者医療保険の人

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)3回目まで	入院＋外来(世帯単位)3回目まで	多数回該当
課税所得690万円以上	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円)×1%		140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円)×1%		93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1%		44,400円
一般(後期高齢者含む)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円	44,400円※入院＋外来(世帯単位)のみ適用
低所得者Ⅱ(住民税非課税)		24,600円	
低所得者Ⅰ(住民税非課税)※年金収入80万円以下の人など	8,000円	15,000円	

所得区分	自己負担限度額(月額)			年間上限額入院＋外来(世帯単位)
	外来(個人単位)3回目まで	入院＋外来(世帯単位)3回目まで	多数回該当	
課税所得690万円以上	270,300円＋ (医療費の総額－901,000円)×1%		140,100円	168万円
課税所得380万円以上690万円未満	179,100円＋ (医療費の総額－597,000円)×1%		93,000円	111万円
課税所得145万円以上380万円未満	85,800円＋ (医療費の総額－286,000円)×1%		44,400円	53万円
一般(後期高齢者含む)	22,000円(年間上限216,000円)	61,500円	44,400円※入院＋外来(世帯単位)のみ適用	53万円(*4)
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	11,000円(年間上限96,000円)	25,700円	24,600円※入院＋外来(世帯単位)のみ適用	29万円
低所得者Ⅰ(住民税非課税)※年金収入80万円以下の人など	8,000円	15,700円		18万円

*4…課税所得28万円未満の人の年間上限額は41万円